

鳥取県告示第 711 号

平成 18 年鳥取県告示第 244 号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年鳥取県条例第 1 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 8 月 20 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前						
<p>1 利用料金 (1)～(3) 略 (4) <u>ロッカー等利用料</u></p> <table border="1" data-bbox="256 860 778 947"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>ロッカー</td><td>1 ブロック 1 月につき</td><td>200 円</td></tr></tbody></table> <p>備考 <u>1 利用期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として算定する。</u> <u>2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1 月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー 1 ブロックの面積 (0.18 平方メートル) で除して得た数 (当該数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げる。) に 200 円を乗じて得た額とする。</u> <u>この場合において、利用期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として算定する。</u></p> <p>2 略</p>	区分	単位	金額	ロッカー	1 ブロック 1 月につき	200 円	<p>1 利用料金 (1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
区分	単位	金額					
ロッカー	1 ブロック 1 月につき	200 円					